三　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正前	改正後
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［一　略］
［二九～五三　略］	二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域
二八　削除	当該伝搬障害防止区域の範囲
	当該区域に係る地域の名称
	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれ中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。
	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）
	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）
	重要無線通信の種類
	区分
	［一～二〇　略］
［二九～五三　同上］	［一　同上］
二八	二　［同上］
人命・財産の保護	当該伝搬障害防止区域の範囲
(一)　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号（二六二・五）	当該区域に係る地域の名称
(二)　神奈川県秦野市蓑毛字樽附一一一七―三（七一六・五）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）
○　六・二	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。
五〇	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）
東京都新宿区　西新宿 渋谷区　本町、幡ヶ谷、笹塚 世田谷区　大原、松原、羽根木、赤堤、宮坂	重要無線通信の種類
	区分
	［一～二〇　同上］